

小規模多機能型居宅介護 徒然館 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(4691000121 号)

＊＊目次＊＊

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 当事業所における苦情や相談の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況
9. 緊急時における対応方法
10. 事故発生時の対応と賠償責任
11. 非常災害時の対応
12. サービス利用にあたっての留意事項
13. 事業者からの契約解除
14. 個人情報保護の取り組み
15. 身体拘束廃止の取り組み
16. 虐待防止の取り組み
17. 衛生管理等
18. 感染症対策の取り組み
19. 業務継続計画の策定等
20. 記録の整備
21. 職員研修の取り組み
22. ハラスメント対策の取り組み

1. 事業者の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人いぶすきケアネット
主たる事務所の所在地	鹿児島県指宿市東方 10235 番地 1
電話番号	0993-23-5511
代表者(職名・氏名)	理事長 大重 力
設立年月日	平成 27 年 1 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の目的	住み慣れた地域で利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、介護保険法に基づき通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
事業所名称	小規模多機能型居宅介護 徒然館
事業所所在地	鹿児島県指宿市大牟礼四丁目 4 番 19 号
電話番号	0993-24-5850 (FAX 0993-24-5850)
管理者氏名	吉満 英子
運営方針	(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、利用者がその人らしく社会との繋がりのある生活を安心して続けることができるようにお手伝い致します。 (2) 「一人ひとりを大切に思う心」を胸に、利用者の意志と人格を尊重し、高齢者の尊厳を支える温かなケアを提供します。 (3) 利用者の「できる活動」や「したい活動」の把握に努め、出来る限りその能力や意欲を維持・高めることができるように、要介護状態の軽減又は悪化の防止に留意した目標を設定した小規模多機能型居宅介護計画に基づくケアを提供し希望のある生活を支えます。 (4) 主治医や地域の保健医療福祉サービスの提供者及び市町村との綿密な連携を図り、利用者に総合的なサービスを提供できるように努めます。
開設年月日	平成 27 年 1 月 1 日
登録定員	29 名 (通いサービス定員 18 名、宿泊サービス定員 9 名)

(1) 居室の概要

当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。宿泊サービスに利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	備考
宿泊室	全室個室 9 部屋 電動ベッド、エアコンあり (トイレ付個室が 2 部屋あります。)
居間・食堂	58.38 m ² 一部床暖房
台所	17.39 m ²
浴室	一般浴室・特別浴室 脱衣室と着衣室を別に設け、快適に入浴できるように配慮しています。
消防設備	火災報知機、直通緊急通報装置、スプリンクラー、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設、設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

指宿市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	通いサービス 午前8時から午後7時まで 宿泊サービス 午後7時から午前8時まで 訪問サービス 24時間

4. 職員の配置状況

従業者の職種と員数は法令の定める指定基準を遵守し配置しています。

職員の職種	職員数	指定基準	職務内容
管理者	1名(常勤)	1名	事業内容の総括管理
介護支援専門員	1名(常勤)	1名	計画書の作成、相談業務
作業療法士	1名 (常勤)	—	小規模多機能型居宅介護計画書に基づく機能訓練の実施及び訪問指導
看護職員	1名以上 (常勤・非常勤)	介護従事者の1以上の者	健康チェック、医師の指示による医療行為及び介護業務
介護職員	1名以上 (常勤・非常勤)	・利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ・訪問サービスの提供に当たる者を1以上 ・夜間及び深夜帯を通じての当直者1以上 ・宿泊サービス利用者がある場合、夜勤者1以上	小規模多機能型居宅介護計画書に基づく介護業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合(介護保険の給付の対象となるサービス)
- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合(介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するのかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

通いサービス

当事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

看護師による健康チェックや医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行います。

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や買い物、掃除、調理等の生活援助、生活等に関する相談助言、健康状態の確認等を行います。

(ア)訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は使用させていただきます。

(イ)訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- a. 医療行為
- b. 利用者もしくはその家族等から金銭または物品の授受
- c. 飲酒及び喫煙
- d. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- e. その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。サービス利用料金の利用者負担割合に応じた額となります。利用料については、「別紙」を参照してください。

利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合でも、減額及び増額は致しません。

また、月の途中から登録及び終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。（登録日とは、契約締結日ではなくサービスを開始した日です。）

ただし、介護保険法の改正等の介護給付費体系の変更があった場合は、変更された内容に従つて利用者の負担額を変更する場合があります。

◎その他の加算

※加算は介護報酬の改定、利用者の心身状態の変化、職員配置の状況により変動し、各利用者の負担割合に応じた額となります。下記は1割自己負担の場合です。

初期加算	1日 30円	利用開始から30日間 30日を越える入院後に再利用した場合は再度加算
認知症加算（Ⅲ）（Ⅳ）	1ヶ月 (Ⅲ) 760円 1ヶ月 (Ⅳ) 460円	日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者へケアを行った場合 要介護2で日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者へケアを行った場合
看護職員配置加算（Ⅱ）	1ヶ月 700円	常勤専従の准看護師が1名以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1ヶ月 350円	介護職員のうち介護福祉士が4割以上配置
訪問体制強化加算	1ヶ月 1,000円	訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置、延べ訪問回数1月あたり200回以上
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	1ヶ月 800円	多職種協働により介護の質を継続的に管理した場合における加算
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	合計金額に14.6%を乗じた金額（1円未満切捨て）	小規模多機能型居宅介護利用者すべて
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に10/100を乗じた単位数	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合

(2) 介護保険・給付対象外サービス利用料金

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

対象外サービスの概要	利用料金
食事の提供	朝食 300 円、昼食 600 円（おやつ代込み）、夕食 500 円
レクレーション、クラブ活動における材料費	月 200 円（希望者）
通常の実施地域以外の利用者に対する交通費	通所サービスの送迎費として、往復 300 円 訪問サービス 1 回ごとに、100 円
宿泊に要する費用	1 泊につき 1,000 円（トイレ付個室 1,400 円）
おむつ等	実 費
美容代	実 費
私物家電製品の電気代	個人専用の家電製品の電気代として 各 1 日 20 円
複写物の交付	複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。 1 枚につき 10 円
その他	指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

ただし、経済状態の著しい変化その他のやむを得ない状況がある場合、相当な金額に変更することがあります。変更する場合は、変更をおこなう 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1 ケ月ごとに計算し翌月の 10 日頃に請求書を発行しますので 25 日頃までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスを追加する場合は、原則としてサービス実施日の 3 日までに申し出てください。ただし、緊急の場合はご相談に応じます。サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。サービスを休まれる場合の利用料金は変更されません。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画書の作成について

当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、小規模多機能型居宅介護計画を作成します。作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し同意を得ると共に、当該計画書を利用者に交付します。また、利用者の様態の変化や環境の変化または利用者及びその家族等の要請に応じて、アセスメントや協議をおこなった結果、小規模多機能型居宅介護計画の変更を行います。

6. 当事業所における苦情や相談の受付について

下記窓口で受け付けておりますので、遠慮なくご相談下さい。

【事業者の窓口】 小規模多機能型居宅介護 徒然館	所在 地：指宿市大牟礼四丁目 4 番 19 号 電話番号：0993-24-5850 (携帯 090-3664-8196) FAX 番号：0993-24-5850 受付時間：24 時間 苦情受付担当者：吉満 英子 (管理者) 苦情解決責任者：東 春美 (統括責任者) 第三者委員：田中 重行 (評議員) 亀之園 初子 (評議員)
【市町村の窓口】 指宿市介護保険担当課	所在 地：指宿市十町 2424 番地 電話番号：0993-22-2111 FAX 番号：0993-24-4342 受付時間：8：30～17：15
【県の窓口】 鹿児島県 介護保険担当課	所在地：鹿児島県鴨池新町 10 番 1 号 電話番号：099-286-2674 FAX 番号：099-286-5552 受付時間：8：30～17：00
【公的団体の窓口】 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在 地：鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号 電話番号：099-213-5122 FAX 番号：099-250-4307 受付時間：8：30～17：00

7. 運営推進会議の設置

当事業所は、小規模多機能型居宅介護のサービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受ける為の運営推進会議を設置します。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	2 ヶ月に 1 回

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価実施の有無： 無

9. 緊急時における対応方法

当事業所では、緊急時や異常発生時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います。

主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関と連携し適切な処置を講じます。

協力医療機関名	所在地 連絡先	主な診療科
指宿浩然会病院	所在地 指宿市十町 1130 番地 TEL 0993-22-3295	内科、循環器内科 消化器内科、神経内科
北薬デンタルクリニック	所在地 指宿市湊四丁目 5 番 19 号 TEL 0993-22-6401	歯科
バックアップ施設名	所在地 連絡先	施設内容
介護老人保健施設 ヴァンペールみどり風	所在地 指宿市山川大山 2056 番地 4 TEL 0993-35-3355	介護老人保健施設

10. 事故発生時の対応と賠償責任

サービスの提供時に事故が発生した場合には、市町村、ご家族、医療機関等に早急に連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。

11. 非常災害時の対応

当事業所の非常災害時マニュアルを基に、日頃から従業員やご利用者への防災意識の啓発に努めると共に、年に2回以上夜間及び日中を想定した避難訓練をご利用者も参加していただき実施します。

12. サービス利用にあたっての留意事項

1. 当事業である小規模多機能型居宅介護の役割は、「居宅生活の支援」であることをご理解いただき、登録者29名に平等に通い、訪問、宿泊サービスの提供をおこなう上で、通いや宿泊サービスの利用回数は希望に添えない場合があります。やむを得ない事情等が発生した場合には、ご相談に応じます。
2. 金銭や貴重品の持ちこみは、ご利用者や御家族の責任の元で持参してください。万が一、紛失や破損などがありましても、当事業所では責任を負いかねますのでご留意ください。
3. サービス提供上、他の利用者の方にご迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあります。
4. 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
5. 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

13. 事業者からの契約解除

契約者が事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほどの言動又はハラスメント行為をした場合は契約を解除いたします。ハラスメント行為としては次の各号に該当する行為をいいます。

1. 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(例:蹴る、叩く、物を投げつける、唾を吐く等)

2. 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(例:大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、長時間の電話等、「この程度
できて当然」と計画外及び理不尽なサービスを要求する等)

3. セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

(例:必要もなく手を握ったり体を触る、入浴介助中にあからさまに性的な話をする等)

14. 個人情報保護の取り組み

当事業所では利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

また、当事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、当事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

15. 身体拘束廃止の取り組み

1. 当事業所ではサービスの提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
2. 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的に開催し決定事項は職員に周知徹底を図ります。
3. 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催します。
4. 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

16. 虐待防止の取り組み

1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行います。
2. 虐待防止の対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的に開催し決定事項は職員に周知徹底を図ります。
3. 虐待防止のための指針を整備します。
4. 虐待防止のための研修を定期的に開催します。
5. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

17. 衛生管理等

1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
2. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

18. 感染症対策の取り組み

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じます。
2. 感染症対策を検討する多職種で構成する委員会を設置し、委員会を定期的に開催し、決定事項は職員に周知徹底を図ります。
3. 感染症対策の指針を整備し、隨時マニュアルの見直しを行います。
4. 感染症対策に関する職員等への研修を定期的に開催します。
5. 感染症発生時を想定した訓練を定期的に実施します。

19. 業務継続計画の策定等

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 記録の整備

当事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとします。

21. 職員研修の取り組み

当事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

22. ハラスメント対策の取り組み

当事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

講すべき措置の具体的な内容は以下のとおりです。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を図ります。
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知します。

■重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、説明を行いました。

事業者	主たる事務所の所在地	鹿児島県指宿市東方 10235 番地 1
	法人の名称	社会福祉法人いぶすきケアネット
	代表者名(職名・氏名)	理事長 大重 力 印
	事業所名	小規模多機能型居宅介護 徒然館
	説明者氏名	印

事業者から、上記内容の説明を受け、同意致しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
家族又は代理人	住 所	
	氏 名 (続柄)	() 印